

(令和2年第2回茨城県議会定例会)

県民投票条例案に関する討論(会議録から抜粋) (令和2年6月23日)

○玉造順一議員

次に、第102号議案東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定についてであります。

まずは、県下全ての市町村で署名に取り組みたいばらき原発県民投票の会や、3,555人の受任者の皆さん、そして、署名をされた8万6,703人の県民の皆様から敬意を表します。

私は、この議案の審議に当たり、大きく2点について考えてまいりました。

1点目は、原発の再稼働を考える上で、科学技術の問題だけクリアすればいいのかということ。今回の議案提出に当たって、知事の意見書では、現在、県の原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおける安全性の検証と安全対策の検討について述べられました。

また、本議会の連合審査会では、原子力規制庁から、日本原電東海第二発電所に係る新規規制基準適合性審査についてヒアリングがありました。

従来から、我が国の原子力発電所は厳しい基準で運用されており、したがって、日本の原発は安全だと政府や電力事業者から国民に説明されてまいりましたが、2011年3月、東京電力福島第一原子力発電所が次々に爆発するその瞬間を見せられた国民にとって、科学技術への過信に対する疑問が生まれたのは当然であります。

ゼロリスクの社会は存在せず、人々は許容リスクの中で社会活動を営んでいると言われますが、幾ら原発に対する基準を変えて、役所に提出する書類を分厚く積み上げたところで、人々のリスクに対する許容値に幅が生まれるわけではありません。

東電福島第一原発事故以降、都道府県レベルでは、東京、静岡、新潟、島根、宮城、そして、今回茨城と、主に原発立地県で再稼働の是非に対する住民投票を求める直接請求が続いてきたことがその証左ではないでしょうか。

東電福島原発事故から3カ月後に、脱原発を決定したドイツでは、それまでの議論の積み重ねの上に、技術者を含まないメンバーで構成された倫理委員会の報告が結論づけたように、社会的合意は、人々の参加と判断が重要な要素であり、そのような意義からも、いわゆる安全思想を深めるプロセスの一つとして、今回の県民投票は非常に大切な機会だと考えます。

2つ目に、住民自治の観点から、議会が住民投票を受容することは至極当然のことであるということです。申し上げるまでもなく、地方自治とは、住民がその身近な事項をみずから処理するという点において、民主政治の基礎を形成するという役割を果たすものです。

そのために、選挙で首長と議員を選び、執行部も議会も住民による統制のもとに置くものでありますが、まさにその基本は住民による意思決定にあります。

今回の議案は、東海第二原発の再稼働をめぐる県民の意思を踏む内容であり、住民から選ばれた私たち議会がそれを否定できるものではないと考えます。

私は、以上の理由から、第102号議案に賛成することを申し上げ、討論を終わります。

○飯塚秋男議員

いばらき自民党の飯塚秋男です。

初めに、第102号議案東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について、会派を代表して、反対の立場から討論いたします。

まずは、請求者、受任者の方々、また、その趣旨に賛同し、署名された9万人近い県民の皆様の行動と熱意に対して、改めて敬意を表するところであります。

その上で、本条例案に対し、大きく2つの点について論じます。

一つは、県民投票の期日が明示されていないことの是非についてです。

本条例案では、東海第二発電所の再稼働の賛否を問う時期は知事が判断するものとしております。一方、知事の意見書並びにこれまでの発言や今定例会での答弁を踏まえれば、安全性の検証と実効性ある避難計画の策定、県民への情報提供といった条件が整わない限り、知事は時期を判断しないものと推察します。これは、少なくとも、安全対策工事が完了する2022年末以降まで、条例案の根幹である県民投票は実施されないことを意味します。

連合審査会における請求代表者の発言によると、条例が成立すれば、遠からず県民投票が実施されるものと信じ、署名された方もいるものと思われまます。

県民投票の期日が明示されず、実施時期が判別しないことは、間接民主制を補完する制度の趣旨を鑑みて、議会としても困惑し、署名された方々の思いにも反するものであると考えます。

同様の意味で、継続審議にすることは、速やかな県民投票の実施を願い、署名された方々の声に沿うか疑問です。

また、再稼働に同意するか不同意するかは、他県の例などを踏まえれば、最終的には、県民でも議会でもなく、それらの意見を参酌した知事が決することでありまます。

知事は、本条例案に対し、慎重にと意見を付した上、今定例会の議論を通じ、3つの条件がそろわない限り判断しないとの考えを改めて示しました。条件がそろわない時点とそろった時点とでは、安全性など県民に提供される情報の質も量も大きく異なります。状況が変われば、県民投票でよいのか、別の方法が適当なのか、民意をはかる最良の方法も変わってくるものと考えまます。

3つの条件がそろわず、知事がどのような情報を、いつ、どのように提供し、いつ聞く

かを県民並びに議会に示さない状況下では、本条例案により県民の意見を聞く方法だけを先んじて決めることは妥当ではないと考えます。

また、連合審査会での議論を踏まえても、複雑なテーマであるほど、いかに真摯に議論したとしても、二者択一により、即時に結果が出てしまうことは、県民の間に大きなしこりを残す懸念があると改めて実感したところです。

もう一つは、エネルギー政策に関する問題です。

国は、エネルギー基本計画の中で、原子力に関し、不断の安全性向上と再稼働を主な方針としています。一方、国は、安全基準クリア後、再稼働に至る上で最も重要な地元同意の法的な位置づけを明確にしておりません。原子力による地元産業等への影響や、事故の際の直接的な被害を鑑みれば、本来、地元の意見が法的な手続により反映されるべきであります。エネルギー政策に基づき、国が安全基準、設置に至るまで大きく関与する中で、稼働するか否かの地元意見を聞く方法を、自治体によって手続に差が生じる個別条例に依拠するのではなく、法令の中にしっかりと位置づけることが望ましいと考えます。

また、民間企業が運営する原子力発電に対して、自治体が行く末を決定することの矛盾や、賠償等の法律上の懸念も指摘されており、県の法的に不安定な位置づけを考えると、本条例案が適当とは判断できません。

しかし、今回、多くの県民から、東海第二発電所に関し、意思表示の機会を望んでいることが示されたことは大変重く受けとめております。

我々としまでも、安全性等の情報提供を知事に求めつつ、県民の皆様の声に耳を傾け、熟慮を重ねた上で、練られた民意を得るための最良の手段について、議会の中で、より活発に議論してまいる所存であります。

○江尻加那議員

次に、第102号議案東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定について、投票実施を求め、賛成いたします。

有権者の50分の1をはるかに上回る8万6,703名の署名に託された思いは、全ての人の命や生活、そして、茨城の未来にかかわる問題について、県民の声を聞いてほしい、自分も意見を表明したいというものです。直接請求の趣旨を最大限尊重し、議論を尽くすことが議会の努めです。

各会派から、安全性検証や避難計画ができていないときに判断はできない、二者択一でいいのか、投票時期が不明などさまざまな意見が出されました。そうであるなら、本条例を可決した上で、議論を深め、道理ある修正を重ねることが議会の役割だと思います。どうしても時期尚早というのであれば、18日の連合審査会で共産党が提案したように、継続審査とすることも可能です。継続審査で論点を深めることさえ不要だということでしょうか。

そして、一番やってはならないのは、否決してしまうことです。議会での議論が不十分だったみずからの責任を棚上げして、県民の声を聞く方法はまだ決められないと条例案を否決するというのは余りに無責任です。

知事も同じです。県民の声を聞くという公約を掲げながら、この3年間、その機会をつくらぬままです。本条例案は、知事にとって、公約が実行できる絶好の機会です。条例案に対し、賛否を示さないという姿勢は、一見、中立のように見えて、実は議会での否決を黙認し、直接請求の重みを黙殺するものと考えます。判断が大きく分かれるテーマだからこそ、超党派での勉強会や論議を重ね、責任ある判断を下さなければなりません。

私も、福島第一原発事故を経験した県民が、専門家や政治家とは異なる観点から、正しい判断を行うと信頼しています。子どもたちの未来にどんな茨城を残すのか、残していくのか、県民投票を目指すプロセスを通して茨城の民主主義が前進することを確信し、県民投票条例案に賛成いたします。

○齋藤英彰議員

第102号議案東海第二発電所の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定につきまして、県民フォーラムを代表し、反対の立場から討論を行います。

このたび、条例制定を求める8万6,000筆を超える署名が提出されたことに対し、その重みを感じております。署名をされた皆様、請求者の皆様の御努力がいかほどであったかと御推察をいたします。

我が会派においては、議員一人一人が真剣にこの問題に向き合い、連日議論を重ねてまいりました。

今回の条例案では、住民意見をどのように政策に反映すべきかという点において、県民投票は一つの手法としてあり得るものであると考えます。

一方で、本条例案は、結果によっては、民間企業の事業運営に著しい制限をかけることになり得ることへの妥当性、地域経済への影響、エネルギー政策や環境問題等、さまざまな案件を含むものであります。

県民投票に限らず、事案を決定する際には、その前段での議論が重要であります。長と議会が対等の立場で議論を行い、あらゆる手段をもってお互いの主張をぶつけ、納得のいく結論を導くための議論を尽くすこと、そして、その議論の結果だけではなく、議論の経過を県民に情報提供し、県民側での意見交換や議論の場を提供していくことが私たち議会に求められております。

本条例案についても、二元代表制の一翼を担う議会として、前段での議論を進めることが重要であると考えます。

県民投票は、その結果について、法的拘束力を持たず、議会や首長の判断に制限をかけるものではないものの、事実上の拘束力を持つものとして、間接民主主義における議会と

長の議論に大きな制限がかけられてしまう懸念があります。

また、条例案については、投票率の考え方や、投票結果の取り扱い、その妥当性、そのほかにも、安全性等の十分な情報を得た上での議論が必要であり、先んじて条例を制定することは妥当ではないと考えます。

なお、現状で法的拘束力を持たない意見の確認方法として、大規模なアンケート等も手段の一つとしてあり得るものであり、さまざまな議論を行った上で、個別の事情にふさわしい手段を選択し、実施することを知事に求めていると考えています。

以上をもちまして、第102号議案に対する反対討論として、会派を代表して申し上げます。